

PwC あらた有限責任監査法人 公認会計士 吉岡 亨

PwC あらた有限責任監査法人 公認会計士 林 千雄

IFRSをめぐる動向 第112回《特別編》 2018年の主な基準開発の動向と今後の予定

(28頁)

I はじめに

昨年2018年(平成30年)も、国際財務報告基準(IFRS)の基準開発を巡ってさまざまな話題のある年でした。

まず、2012年以降、長く検討が続けられてきた概念フレームワークの改訂作業が完了しました。また、財務諸表の作成に欠かせない概念である「重要性」の定義の明確化も行われています。

さらに、国際会計基準審議会(IASB)の審議において重要な審議が行われたプロジェクトとして、のれんと減損に関するプロジェクトや損益計算書などの基本財務諸表の見直しを図るプロジェクトが挙げられます。前者ではのれんの償却を再導入するか検討することを、後者ではIFRSの規定において「営業利益」という小計を設けることが、昨年暫定的に決定されました。

加えて、基準公表後の適用支援の取り組みの中で寄せられた課題や意見などを踏まえ、IFRS第17号「保険契約」については、適用時期を1年後ろ倒しにすることが決定されています。

本稿では、このような昨年1年のIFRSをめぐる基準開発の動向を振り返るとともに、今後予定される動きについて紹介します。

II 主な公表物

昨年2018年におけるIASBの公表物はさほど多くありません。図表1に主なものを示していますが、以下では重要な公表物である②、④、⑥を取り上げます。

図表1 2018年におけるIASBの主な公表物

最終文書

①「制度改訂、縮小又は清算」(IAS第19号の修正)(2月)

- ② 「財務報告に関する概念フレームワーク」の改訂（3月）
- ③ 「事業の定義」（IFRS 第3号の修正）（10月）
- ④ 「重要性のある」の定義（IAS 第1号とIAS 第8号の修正）（10月）

意見募集文書

- ⑤ 公開草案「会計方針の変更」（IAS 第8号の修正案）（3月）
- ⑥ ディスカッション・ペーパー「資本の特徴を有する金融商品」（6月）
- ⑦ 公開草案「不利な契約 - 契約履行のコスト」（IAS 第37号の修正案）（12月）

1. 概念フレームワークの改訂

2018年3月、IASBは概念フレームワークの改訂を公表しました。2012年に検討が再開されて以来、6年近くを経て最終化されたものです。

資産・負債の定義や認識規準の見直し、慎重性や受託責任などの用語の取り込みによる概念の明確化など、各種の改訂が行われています。測定や表示・開示に関して新たな概念の説明も追加されました。特に以下の考え方についての説明が新たに含められた点は、これまでのフレームワークとの大きな相違であるといえます。

- ・ 複数の測定基礎とそれらを選択する際に考慮すべき要因の考え方
- ・ その他の包括利益の原則リサイクリングという考え方

測定について、現行の概念フレームワークでは、ほとんど関連する指針は含まれていませんでした。改訂概念フレームワークでは、歴史的原価（historical cost）や現在価値（current value）に区分した複数の測定基礎の説明（それぞれが提供する情報の内容の説明）とそれらの測定基礎を選択する際に考慮すべき要因の説明が加えられました。IFRSに基づく財務諸表における資産や負債などの測定に際して、単一の測定基礎（例えば、公正価値）が最も優れているといった考え方ではなく、取得原価を含む複数の測定基礎を、それにより提供される情報の目的適合性と忠実な表現を考慮して使い分けることを示した点が重要な改訂です。測定基礎により提供される情報の性質を貸借対照表（ストック）と損益計算書（フロー）の双方の観点から考慮することとされ、また、情報の目的適合性の観点から、対象となる資産や負債の以下の要因を考慮して測定基礎を選択するものとされています。

- ・ 資産や負債の特徴（資産が生み出すキャッシュ・フローの変動可能性など）
- ・ 資産や負債が将来キャッシュ・フローにどのように寄与するか（企業の事業活動の性質など）

当期純利益とその他の包括利益（OCI）については、改訂概念フレームワークに以下の説明が含められ、これにより、OCIは原則としてその後の期間に当期純利益に組み替えられる（リサイクリングされる）ことが明示されました。

- ・ 損益計算書は、その期間の企業の業績に関する情報の主要な源泉である。
- ・ 原則として、損益計算書にすべての収益と費用を含める。ただし、資産・負債の価値変動から生じる収益・費用をOCIに含めることで損益計算書が提供する情報の目的適合性または忠実な表現がより高まる場合を除く。
- ・ 原則として、OCIに含めた収益・費用は、その後、リサイクリングによって損益計算書が提供する情報の目的適合性または忠実な表現がより高まることになる期間にリサイクリングする。ただし、そのような期間やリサイクリングすべき金額を特定する明確な基礎がない場合、OCIに含めた収益・費用がリサイクリングされない場合もある。

ただし、上記は表示と開示の概念に関する説明の中に含まれたものであり、当期純利益とその他の包括利益は財務諸表の構成要素とは位置付けられていません。当期純利益を財務諸表の構成要素として定義すべきという点については、日本からも強く意見発信されたところですが、定義の困難さなどから採り入れられませんでした。

2. 重要性の定義の修正

IFRSの規定は、一般に、財務諸表においてその影響が重要となる場合に適用されます。どのような場合に影響が重要となるかについて、IFRSでは重要性の定義を定めていません。2018年10月、この「重要性」の定義を明確化し、理解を容易にするための修正が行われました（IAS第1号「財務諸表の表示」等を修正。2020年1月1日以降開始事業年度から適用）。

修正後の重要性の定義は以下となります（下線は主な変更）。

情報は、それを省略したり、誤表示したり 覆い隠したりしたときに、特定の報告企業に関する財務情報を提供する一般目的財務諸表の主要な利用者が当該財務諸表に基づいて行う意思決定に 影響を与えると合理的に予想し得る場合 には、重要性がある（IAS第1号「財務諸表の表示」7項、IAS第8号5項）。

修正のポイントは、以下の2点です。

- ・ 定義に「情報を覆い隠す（obscuring）」という用語が取り入れられた。
- ・ 定義の「影響を与える可能性がある（could influence）」という用語が「影響を与えると合理的に予想し得る（could reasonably be expected to influence）」に置き換え

られた。

1点目は、現行の定義では財務諸表に重要でない情報が開示されてしまう影響が考慮されないといった利用者の懸念に対処するものです。重要性の定義に「情報を覆い隠す」という用語を含めることで、重要性のある情報を重要性のない情報で覆い隠したり、性質や機能が異なる重要性のある項目を集約したりすることによって、財務諸表の理解可能性を低下させてはならないことを求めています。この修正の提案段階では、日本を含む多くの国から運用の困難性などの懸念が寄せられたものの、そのまま最終化されました。既に現行基準の他の箇所で使われている用語であり、懸念に対しては補足説明や例を追加して内容の明確化を図ることで対処するとされました。

2点目は、現行の定義ではどのような情報でも影響を与える「可能性がある (could)」とされ、重要性が低いものでも対象になると解釈される恐れがあるとの懸念に対処するものです。米国会計基準の重要性の定義における「であろう (would)」という用語と合わせることも検討されましたが、大きな変更となるため採用せず、現行の定義に表現を補完することで対処することとされました。

3. 資本の特徴を有する金融商品

2018年6月、IASBは、ディスカッション・ペーパー「資本の特徴を有する金融商品 (FICE)」を公表しました。これは、金融商品の発行体による負債と資本の区分に焦点を当てたリサーチ・プロジェクトの検討結果をまとめたものです。

現行基準であるIAS第32号「金融商品：表示」は、大多数の金融商品の分類において問題なく適用されている一方、その分類の根拠が明確に示されていないという指摘があり、複雑な金融商品（すなわち、債券と株式の両方の特性を含む「資本の特徴を有する金融商品」）が増加している中で、IAS第32号の適用について課題が生じています。こうした問題意識の下で、IASBは、以下のようなアプローチに基づいて検討結果をまとめています。

- ・ 負債と資本に分類するための明確な原則及び理論的根拠を提供する。
- ・ IAS第32号の既存の分類結果を大きく変更しない。
- ・ 表示及び開示を改善する。

まず、分類の原則については、以下の2つの特性を抽出し、金融商品がいずれかの特性を含む場合には金融負債、どちらも含まない場合には資本として分類する取扱いを提案しています（詳細は図表2を参照）。

(a) 時点特性：清算時以外の特定の時点に、経済的資源の引き渡しを回避できない義務

(b) 金額特性：企業の利用可能な経済的資源とは独立の金額に対する回避できない義務

この2つの特性のうち、特に (b) 金額特性は IAS 第 32 号の分類の原則とは異なった概念であるものの、最終的な分類結果としては IAS 第 32 号と概ね同じ結果になると想定されています。ただし、例えば、累積型の優先株式など一部の金融商品については分類が変更される可能性があることに注意が必要です。

図表 2 負債と資本の分類の原則

金額の特性 時期の特性	企業の利用可能な経済的資源とは独立の金額に対する義務がある (例えば、固定金額または金利等の金融変数に基づく支払義務)	企業の利用可能な経済的資源とは独立の金額に対する義務がない (例えば、企業自身の株価または純資産に基づく支払義務)
現金またはその他の金融資産を清算時以外の特定の時点に引き渡す義務がある	負債 (例：単純な債券)	負債 (例：公正価値で償還される株式)
清算時にのみ現金またはその他の金融資産を引き渡す義務がある	負債 (例：自社株式で決済される債券)	資本 (例：普通株式)

この金融負債の収益及び費用はその他の包括利益に計上

また、表示については、一部の金融負債（金額の特性のみに基づく金融負債）を他の金融負債とは区分して、その収益及び費用を当期純利益ではなく、その他の包括利益として表示することが提案されている点が特徴的です。これは、発行企業の業績が悪い場合に負債の帳簿価額が減少し、利益が認識されるという問題（いわゆる「負債のパラドックス」）に対応した取り扱いですが、現行の表示からの大きな変更となります。また、開示についても、清算時の請求権の優先順位、普通株式の潜在的な希薄化、金融商品の契約条件等に関する追加的な情報の財務諸表注記における開示が提案されており、もし最終化された場合には大幅な拡充となります。

なお、コメント募集期間は、2019年1月7日までとなっています。今後は、IASB が受け取ったフィードバックに基づき、IAS 第 32 号の一部を修正するか、または置き換える新しい基準の開発を進めるかどうか議論が行われます。

III 主なプロジェクト動向

2018年において成果物の公表には至っていないものの、IASBにより検討が進められたプロジェクトのうち主なものは以下のとおりです（IASBの作業計画（2018年12月14日付）から抜粋）。

図表3 IASBの主なプロジェクト

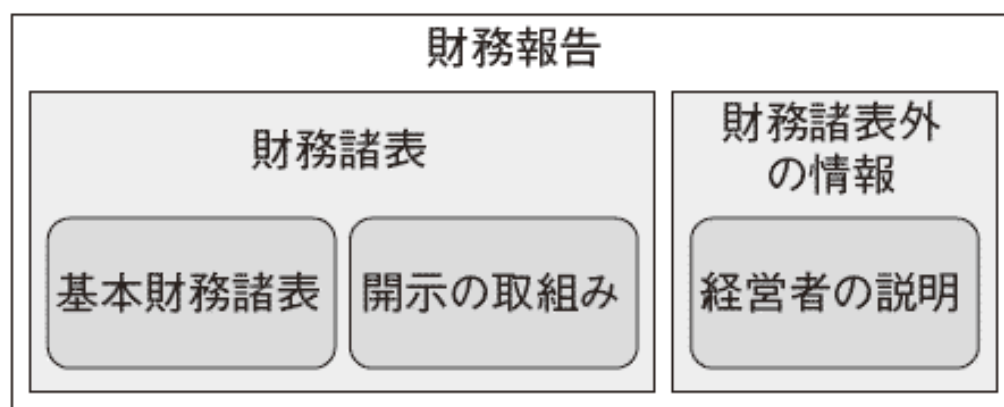
	プロジェクト名	目標時期（予定公表物）
基準設定	基本財務諸表*	2019年下半期（ディスカッション・ペーパーまたは公開草案）
リサーチ	のれんと減損	2019年下半期（ディスカッション・ペーパー）
	動的リスク管理	2019年下半期（ディスカッション・ペーパー）

* 2018年10月のIASB会議でリサーチプロジェクトから基準設定プロジェクトに変更されている。

1. 基本財務諸表

IASBは、財務情報の中身（content）をより有用なものとし、財務諸表の利用者がそれらを容易に理解できるようにするため、財務報告におけるコミュニケーションの改善（Better communication）に関するプロジェクトを各種手掛けています（図表4）。

図表4 財務報告におけるコミュニケーションの改善プロジェクト



「開示の取組み」のプロジェクトでは、財務諸表における会計方針の注記の改善、開示原則の開発、基準レベルの開示の見直しなどの検討が行われています。また、「経営者

の説明」プロジェクトでは、財務諸表外の情報における経営者の説明（経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析（MD&A）に相当する情報）の記述の改善のため、目的、重要性の適用、作成の原則などの検討が行われています。

一方、「基本財務諸表」のプロジェクトは、財務諸表本表の構成や内容を改善することを目的としています。特に損益計算書に焦点を当てて検討が進められており、昨年 2018 年には、主に以下の 2 つの提案について IASB の審議において暫定的な合意に至っています。

- ・ IFRS の損益計算書に新たに 3 つの小計（段階利益）を導入し、そのうち 1 つを「営業利益」とすること
- ・ 経営者が考える主要な業績指標を（場合によっては経営者業績指標（MPM）として）特定し、損益計算書に含める（損益計算書に適合しない場合には注記において開示すること

1 点目は、損益計算書の企業間の比較可能性に対する利用者の懸念に対応するものであり、2018 年 10 月の IASB 会議において提案の骨子が明確になりました。損益計算書の構成と内容の変更にあたって、次の小計を新たに導入することが暫定決定されています（簡略化のため②の名称から「関連会社及び共同支配企業」の記述を省略している）（図表 5 も参照）。

- ① 営業利益
- ② 営業利益及び不可分な持分法投資損益
- ③ 財務及び法人所得税前利益

これらの小計は、損益計算書のボトム（純損益）から除外する項目を定めることによるボトムアップで定義されたものとなっています。純損益から、財務活動から生じる収益・費用や法人所得税を除いたものを③とし、そこから投資から生じる収益・費用を除いたものを②、さらに不可分な持分法投資損益を除いたものを①としています。こうした定義の仕方については、現実的なアプローチであるとして賛成する意見も聞かれますが、単なる計算方法の説明にすぎず、各小計が何を表すかについての基礎となる概念が明らかではないといった懸念も挙げられています。

図表 5 IASB の提案する損益計算書イメージ（2018 年 10 月の IASB スタッフ・ペーパーの抜粋・一部加工）

売上高	X
-----	---

売上原価	X
売上総利益	X
販売費及び一般管理費	X
営業利益 (operating profit) (①)	X
不可分な関連会社に係る持分法投資損益	X
営業利益及び不可分な持分法投資損益 (②)	X
金融資産の公正価値の変動	X
その他の関連会社に係る持分法投資損益	X
財務及び法人所得税前利益 (③)	X
財務活動から生じた費用	X
税引前利益	X

2点目は、財務諸表外で開示される非 GAAP 指標の透明性への利用者の懸念や、損益計算書に柔軟性を求める作成者の要望に対応するためのものです。IFRS で定めた小計と経営者が考える主要な業績指標が異なる場合でも、経営者業績指標 (MPM) として財務諸表の中で柔軟に開示できるようにしつつ、IFRS で定めた小計との調整の開示を求めることで、MPM の透明性も確保する提案が検討されています。関係者からは提案を支持する意見も見られるものの、関連する開示のコスト負担への懸念なども挙げられています。

なお、本プロジェクトでは、財務諸表の分解表示が十分でないといった懸念への対応も検討されており、情報の分解表示や、頻度の低い項目の開示をどう定めるか、今後 2019 年に審議が行われる予定です。また、前述の図表 3 のとおり 2019 年下半期にディスカッション・ペーパーか公開草案を公表する予定とされています。

2. のれんと減損

本件は、リサーチプロジェクトとして検討されています。2014 年に IASB が実施した IFRS 第 3 号「企業結合」の適用後レビューの結果を受け、のれんの「減損損失の認識が

遅すぎる」という懸念と「減損テストのコストが高い」という懸念に対処するため 2015 年から継続的に検討されてきました。

2018 年前半までは、減損テストの既存のモデルの改善（例えば、回収可能価額が帳簿価額を上回る部分（ヘッドルーム）の変動に着目したモデルの導入など）を検討してきましたが、関係者の支持を得られず、2018 年 7 月の IASB 会議において作業の目的から除外されました。

これを受け、同月、IASB は本プロジェクトの目的を以下の 3 つに再整理しています。

- ① 開示の改善
- ② のれんの会計処理の簡素化
- ③ 使用価値の算定の改善

①は、企業結合が良い投資意思決定だったか、取得した事業のその後の業績が当初の期待に沿ったものであるかを利用者が評価できるような開示の改善を検討するものです。また、③は、使用価値の算定に際し、税引後割引率の使用やキャッシュ・フロー予測に将来の設備投資の拡張等を含めることを認め改善を図ることが検討されています。

②は、のれんの減損テストのコストが高いという懸念に対処するためのものです。特に 7 月の IASB 会議で行われた以下の決定は、本プロジェクトの転換点となる可能性のある重要な決定であるといえます。

- ・ のれんの償却を再導入するか検討する。
- ・ のれんの年次の減損テストの強制を免除するか（兆候に基づく減損テストとするか）検討する。

このような決定の背景には、IFRS を適用する企業において非常に多額ののれん残高（ときには純資産を上回るほどの残高）が財務諸表に計上され続けている状況が散見されており、また、それに対して何らかの対処が必要であるところ、減損テストのモデルの改善にも進展が見られない状況となっていたことなどがあると考えられます。

なお、のれんの償却の再導入を決定したわけではなく、再導入するかどうか検討することを決定しただけであることに留意が必要です。2019 年下半期にはディスカッション・ペーパーを公表し、関係者に意見を聞くこととされています。のれんの償却については、それにより得られる情報の有用性等を疑問視する意見もあり、実際に IFRS に再導入されるかどうかは不確実です。ただし、次のような動きは、今後の動向を見定めるうえでも重要な動きであるといえます。

- ・ 米国の財務会計基準審議会（FASB）ものれんの減損テストについて簡素化の観点から調査を行っています。既に非公開企業にはのれんを10年（またはそれ以下の年数）で償却する代替的な処理の選択も認めています。2018年10月、この点を公開企業に認めるかも含め、のれんの事後の会計処理等について、関係者に情報要請の文書を今後公表することが決定されています。

- ・ 各国基準設定主体で構成される会計基準アドバイザリーフォーラム（ASAF）の会議においてものれんの償却に関する議論が行われています。2018年12月の会議では、以前に比べ、のれんの償却の再導入を検討することを支持する参加者も増えてきているように見受けられます。

3. 動的リスク管理

本件について、IASBは、数回の教育セッションの後、2017年11月にキャッシュ・フロー・ヘッジを基礎とした検討を進めることを決定しました。これを受けて、動的リスク管理の会計基準の作成に向けた議論が再開されています。動的リスク管理とは、ヘッジ対象が絶えず変動するポートフォリオ（オープン・ポートフォリオ）に合わせて、ヘッジ手段を適時に変動させる手法であり、主に銀行等の金融機関で行われているリスク管理方法です。IFRS第9号「金融商品」やIAS第39号「金融商品：認識及び測定」で取り扱われている一般ヘッジ会計では、通常、ヘッジ対象とヘッジ手段の間に1対1の指定が要求されています。このため、金融機関で行われているリスク管理を財務諸表上で適切に表現することが困難であることから、新たな会計基準の策定が模索されています。

具体的には、資産のポートフォリオのプロファイル（アセット・プロファイル）を、目標とするプロファイル（ターゲット・プロファイル）に整合させるために、デリバティブ商品を用いた管理の存在を前提としています。そして、デリバティブ商品の有効部分に係る公正価値の変動をその他の包括利益に計上し、目標プロファイルの存続期間にわたり純損益に振り替えることにより、ターゲット・プロファイルを反映した純損益を達成させる会計モデルが検討されています。

IASBは、このリサーチ・プロジェクトの第1フェーズとして、動的リスク管理の土台を形作るコア・モデルの開発を進めています。検討の主な内容は以下のとおりであり、現在は、④財務業績に関する議論が続けられています。今後、ノン・コア領域の検討を行う前に、利害関係者からのフィードバックを求めることが想定されており、その時期としては、前述の図表3のとおり2019年後半が予定されています。

① アセット・プロファイル

- ② ターゲット・プロフィール
- ③ 動的リスク管理に利用されるデリバティブ
- ④ 財務業績

IV 新基準の適用支援活動

1. 保険契約

2017年5月、IASBは、IFRS第17号「保険契約」を公表しました。IFRS第17号は、多様な実務を許容していた現行のIFRS第4号を置き換えて、保険契約の認識、測定、表示及び開示に関する新たな原則を示した会計基準であり、従来の会計上の取扱いとは異なる取扱いが多く含まれています。そのため、IFRS第17号への移行により、保険契約を発行している多くの会社は現在の実務を根本的に変更する必要があり、導入には大きな負担が予想されています。

こうした負担を軽減するため、IASBは、IFRS第17号に関する移行リソース・グループ（TRG）を設置し、新基準の適用に関して提起された疑問点について利害関係者（作成者、監査人等）が議論を行うための公的なフォーラムを提供しました。TRGでは、2018年2月から9月まで、3回にわたって議論が行われ、累計で81件の論点が報告されています。また、IASBは、IFRS第17号の導入を補助するため、Webcastを利用した解説や補完的な資料の提供など利害関係者との様々な活動にも取り組んできました。

その結果、これらの活動やTRGでの議論を通して25項目の適用上の課題が識別され、2018年10月以降のIASB会議において、IFRS第17号を修正する必要があるか、適用時期の延期も含めた議論が行われています。議論は継続中ですが、2018年12月までの主な議論は以下のとおりです。

- ・ 2018年10月：IFRS第17号の修正を行う際の評価基準の策定
- ・ 2018年11月：強制発効日の1年延期
- ・ 2018年12月：適用上の課題に関する検討

まず、注目されていた適用時期については、11月のIASB会議において、IFRS第17号の強制発効日を1年延期し、2022年1月1日以後開始する事業年度からの強制適用とする暫定決定がされています。延期を1年に限定した理由について、IASBは、適用準備を既に進めている企業への混乱を最小限に抑えること、IFRS第17号の適用を著しく遅らせるべきではないという利用者の懸念に対応すること、そして保険業界に対して適用プロジェクトを中止すべきではないという明確なシグナルを提供することを挙げています。

また、それに先立ち、10月にはIFRS第17号の修正を行う際の評価基準が合意されました。この評価基準では、「IFRS第17号で財務諸表利用者に提供されるはずの情報と比較して有用な情報の大幅な喪失が生じない」という修正に対する高いハードルが設定されており、また、発効日の著しい遅延を避けるために、修正は狭い範囲にとどめ、早急な検討が必要であるとされています。

最後に、具体的な適用上の課題の議論も始まっています。12月のIASB会議では、13項目が取り上げられ、貸借対照表における資産と負債の独立表示に関する1項目についてのみ狭い範囲の修正が同意されたものの、残りの12項目については上記の評価基準を満たさないとし、基準を修正しない暫定決定がされています。

残りの適用上の課題については、今後のIASB会議での議論が予定されており、議論の状況を注視する必要があります。

V おわりに

本稿では、昨年1年のIFRSをめぐる基準開発の主な動向と今後予定される動きについて概説しました。2019年のIFRSをめぐる基準開発は、前述の基準開発プロジェクトとリサーチ・プロジェクトを中心に検討が進められ、2019年の後半から公開草案やディスカッション・ペーパーなどの成果物が公表され、議論がさらに活発になっていくことが予想されます。特にのれんと減損や基本財務諸表のプロジェクトにおいては現行の実務にも大きく影響する重要な提案や議論がなされているところであり、これらの動向には留意が必要です。

なお、昨年2018年は、IFRS解釈指針委員会の活動も活発に行われました。特に2018年から強制適用となったIFRS第9号「金融商品」とIFRS第15号、それに2019年から強制適用となるIFRS第16号「リース」に関連する項目（税金関連を含む）が論点として比較的多く寄せられていましたが、この傾向は、2019年も続くことになると考えられます。加えて、IFRS第17号についても、2019年に適用上の課題に関する修正が引き続き議論され、公開草案の公表、再審議などが順次進められる予定です。

2019年もこうしたIFRSをめぐる基準開発の動向を注意深く見ていく必要があると考えられます。